

## 介護保険施設入所者の所得に関する状況

	生活保護受給者、 老齢福祉年金 受給権者等	市町村民税 世帯非課税者等 (注1)	それ以外の者
特別養護老人ホーム	18.6%	63.7% (注2)	17.8%
うち 新規入所者	7.5%	65.6%	26.9%
うち 旧措置入所者	35.4% (注3)	60.8%	3.8%
老人保健施設	4.6%	29.8%	65.6%
介護療養型医療施設	6.5%	30.7%	62.8%

(出典： 食費の標準負担額の区分割合、平成16年1月審査分)

(注1) 年金収入のみの場合、年間約266万円以下がこれに該当する。

(注2) 特別養護老人ホームの入所者は、老人保健施設や介護療養型医療施設の場合とは異なり、一般的に施設に住所を移すことから、入所前の世帯と分離して単身世帯を構成することとなる。

この場合、市町村民税の賦課は入所者自身(単身世帯)の所得を基礎に決定され、入所前の世帯の所得の多寡は勘案されない。

このため、老人保健施設や介護療養型医療施設の場合に比べて、市町村民税世帯非課税者に該当する割合が高くなるものと考えられる。

(注3) 特定標準負担額 300円未満を含む。

(参考1) 介護保険施設入所者に対する低所得者対策

- 食事サービスに係る標準負担額の軽減
- 高額介護サービス費の利用者負担上限額の軽減
- 特別養護老人ホームの場合には、社会福祉法人による利用料の軽減 等

(参考2) 介護保険施設入所者の1人当たり平均利用料(平成13年9月)

(単位：円)

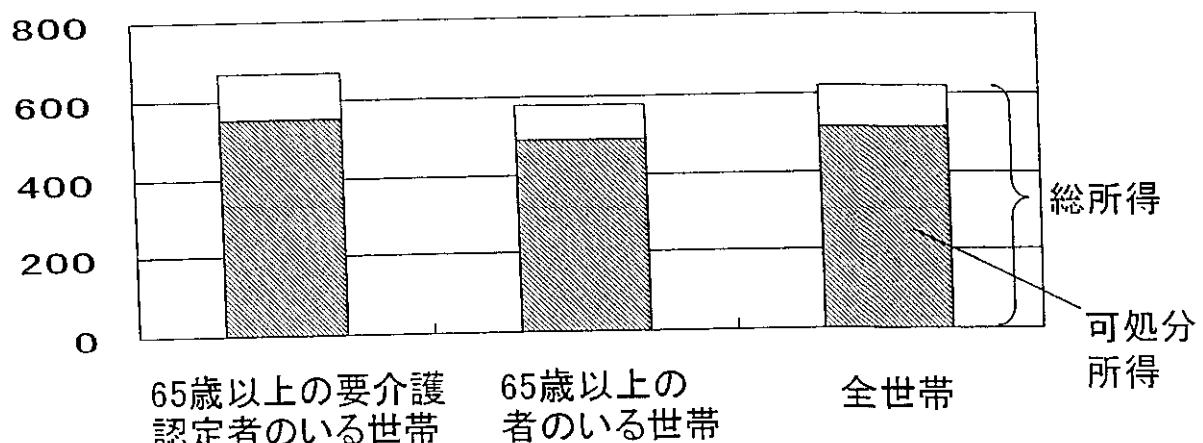
特別養護老人ホーム	33,954
老人保健施設	62,141
介護療養型医療施設	67,346

(出典： 介護サービス施設・事業所調査)

(参考)

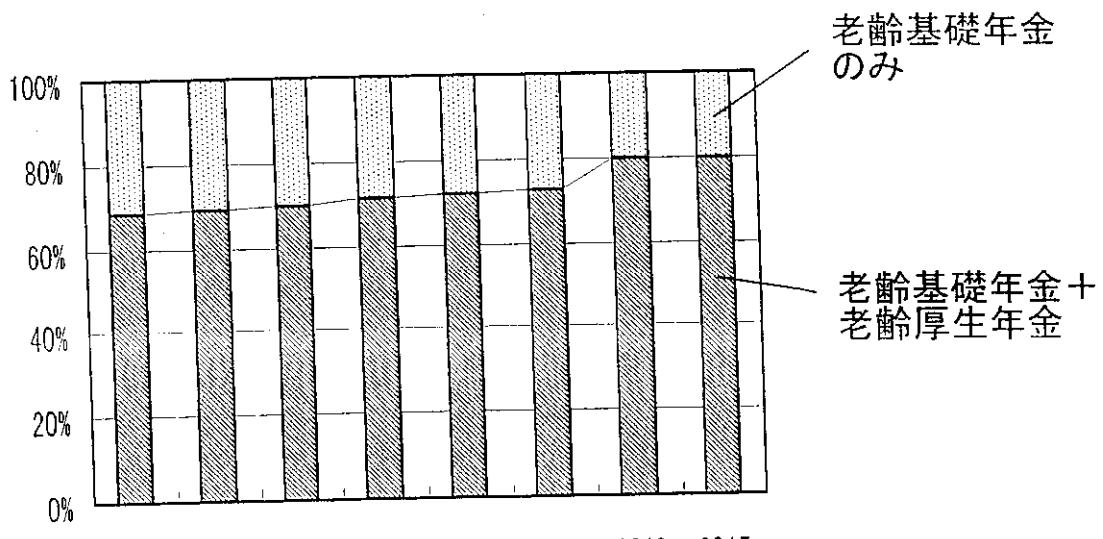
## ○高齢者の所得状況

(単位:万円)



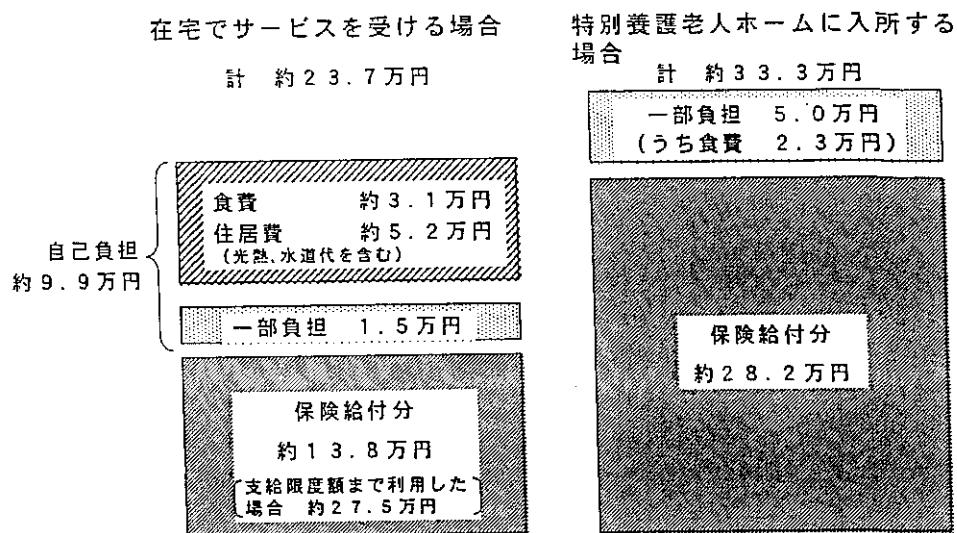
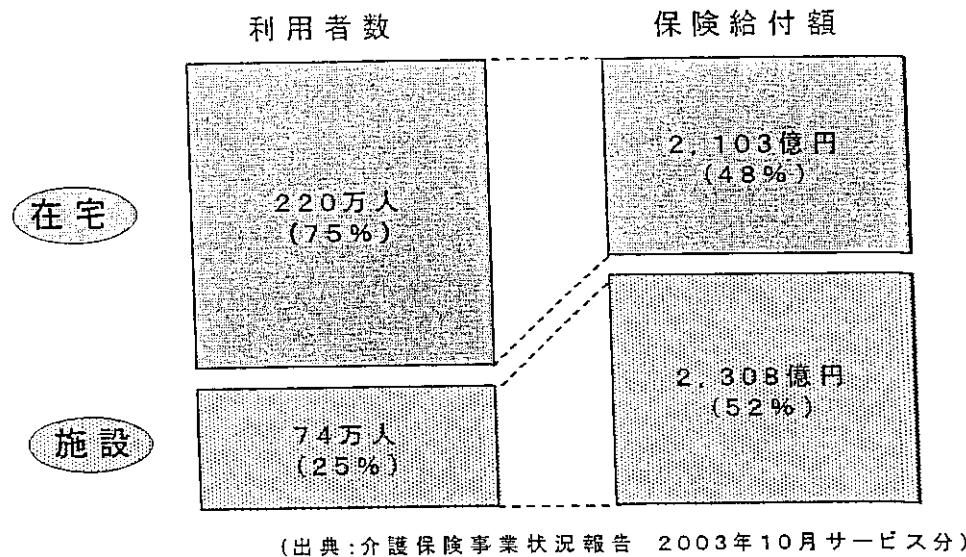
(出典) 平成13年国民生活基礎調査

## ○厚生年金受給者の割合の増加



(出典) 厚生年金・国民年金平成11年財政再計算結果より算出

## ○ 在宅と施設のバランス



(注1)単身の要介護4の高齢者について比較したもの。

(注2)「保険給付」及び「一部負担」は、2003年4月～8月サービス分の介護保険からの給付実績の平均値。

(注3)在宅の「食費」及び「住居費」は、「平成14年家計調査年報」の単身の高齢者(65歳以上)のデータ、「住居費」

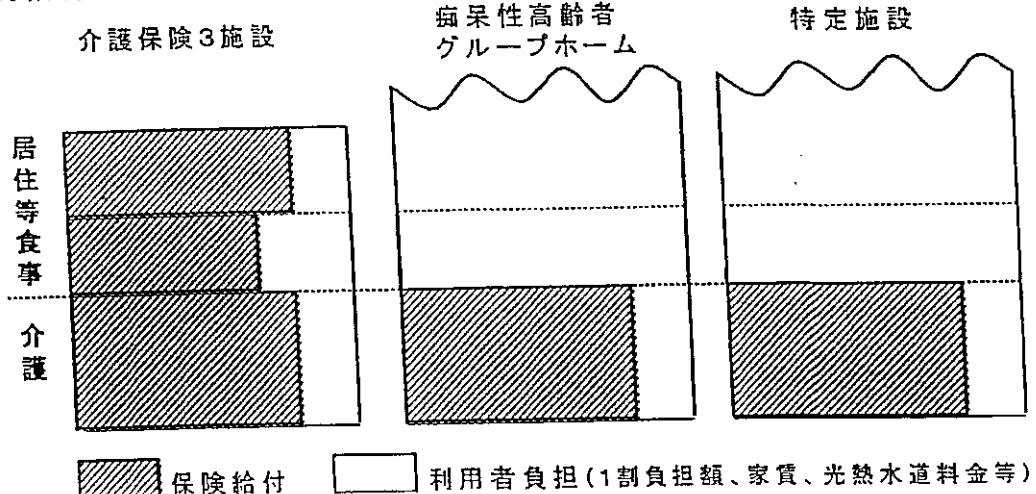
のうち地代・家賃は持家世帯を除いて推計した。

(注4)要介護4の在宅サービスの支給限度額は、306,000円(保険給付分275,400円、一部負担30,600円)である。

## ○ 施設における利用者負担の状況

	ドイツ	イギリス	フランス	スウェーデン	アメリカ
利用者負担	食費・居住費、給付限度額を超える部分は、自己負担が原則。 低所得者については、州の社会扶助（公費）が支給される。	施設入所については、一定以上の所得・資産を有する者は全額自己負担。低所得者については、サービスに要する費用の全部又は一部を地方自治体が負担。 在宅については地方自治体により異なる。	施設における食費・居住費用は自己負担が原則。低所得者については社会扶助から支給。	施設における食費・居住費用は自己負担が原則。低所得者には家賃補助等を支給。	メディケアでは一定期間しか給付されず期間経過後は全額自己負担。 自己負担できないと認められる場合はメディケイドで対応。

【保険給付の範囲の比較】



- (注)・介護については、利用者1割負担。  
 ・食事については、施設入所者は標準負担額を負担(780円、500円、300円／日)。  
 ・施設の場合、居住に係る費用は保険給付の対象であり、入所者1割負担。  
 (ユニットケアの特養の場合は、居室トリビングに係る費用は利用者負担)

## 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける居住費

1. 小規模生活単位型特別養護老人ホームでは、在宅に近い居住環境の下で、在宅での暮らしに近い日常生活を通じたケアを提供。

→ 在宅との均衡という観点から、入居者は居住費（個室と共同生活室に係る建築費用、光熱水費等に相当する額）を自己負担。

### 2. 低所得者対策

#### (1) 介護報酬による対応

保険料第1段階の者については月2万円相当（66単位／日）、保険料第2段階の者については月1万円相当（33単位／日）を軽減。

#### (2) 予算事業による居住費の軽減

施設が低所得の入所者の居住費を軽減した場合、その一定割合を公費で補填（社会福祉法人、市町村、都道府県、国の4者の持ち寄りで、低所得者の居住費を軽減）。

### 3. 特別な居室の提供に伴い必要となる費用（いわゆる「差額ベッド代」）との関係

(1) 介護老人保健施設や介護療養型医療施設等における特別な居室は、4人部屋を主体とする居住環境の中で、個室や2人部屋であることなどの基準を満たし、入所（院）者の選定により提供されるもの。

→ サービス提供上の必要性から提供される居室ではなく、入所（院）者の選定により提供されるものであることから、その提供に伴い必要となる費用を自己負担。

(2) 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、ユニットケアを提供する上で、在宅に近い居住環境を実現することが不可欠であるため、全室個室を要件としている。

したがって、その個室は「特別な居室」に当たらず、その利用者が居住費に加えて、いわゆる差額ベッド代を負担することはない。